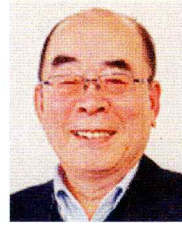


フレッシュイレブン
よしき
いきいきとたのしく



〈第38号〉
令和4年3月25日
発行責任者
吉木校区コミュニティ
運営協議会
会長 波田 幸正



コロナ禍から明日へ踏み出す

会長 波田 幸正

吉木校区の皆様、今年も新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、不自由な生活を余儀なくされておられる事とお察し申し上げます。

「コミュニティ運営協議会」の活動も2年間にわたって、大きく制限されました。5月の定期総会は書面決議に変更し、第1回役員会はなんと10月開催となりました。

ちなみに、昨年度と同様に「健康・福祉部会」「コミュニケーション部会」は全く活動できませんでした。会の運営が停滞する中であって、唯一明るい話題を取り上げますと、長年の懸案事項であった「安全・安心部会」のながら防犯活動がス

タートしたことです。

今後、この活動が定着し、参加者の増加や犯罪抑止力と防犯意識が高まることを多いに期待しています。

ところで、岡垣町には5つの校区「コミュニティ」が事業活動を展開していますが、本年度「岡垣町校区コミュニティ役員連絡協議会」が正式に発足しました。この組織は、各「コミュニティ運営協議会」の情報共有、意見交換、そして町域地域づくり課との連絡調整を目的としています。このほか「コミュニティ」間だけでなく、類似する活動団体（校区育成会、町寿連、民児協、自公協等）との情報共有や、事業

連携も目指しています。

その手始めとして、各団体の会長と現在の活動状況、問題点、今後の方向性等について、活発に意見交換しました。今後は各校区ごとに集まり、地域課題の整理を行う予定です。

原稿を書いている昨年の節分時季、福岡県は緊急事態宣言下でしたが、今回はまん延防止等重点措置が発令中です。感染防止の観点から、青パトの見廻り活動は1月18日からいち早く休止しました。このように感染力の強いオミクロン株によって、私たちの日常生活は再び制限されましたが、新しい取り組みのながら防犯活動は休みなく続けられています。最近【安全・安心】の帽子を被って犬の散歩、あるいはウォーキングをされている人たちがよく見かけるようになりました。

吉木校区が防犯意識の高い地区と認知されるよう、住民の皆さんも積極的に参加してください。改めてお願い申し上げます。



吉木校区「コミュニティ」 【年間行事】

- (1) 安全・安心部会
防犯パトロール
地域防犯
子どもの安全見守り
- (2) 環境部会
乳垂川を守り育てる
校区美化活動
環境についての意識涵養
- (3) 健康・福祉部会
健康づくり教室
地域ふれあい
- (4) コミュニケーション部会
ふれあいグラウンドゴルフ
ふれあいふる里めぐり
- (5) 事務局
広報誌発行
総会等会議の開催
他校区との交流会参加

つながり、広がる 防犯・防災の輪

安全・安心部会 部長 日高 照久

1 防犯パトロール事業

令和3年12月4日、ながら防犯活動発足式をいこの里で開催。活動に使用する帽子や名札221名分が、会長から区長代表に交付されました。



★ながら防犯とは

ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩などの日常の生活行動の中に、防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の「異常」「異常」「危険箇所」に気づき、それを防犯や交通安全等の活動に関わる人に伝えることで、犯罪を未然に防ぐ一連の行動を『ながら防犯』と呼びます。



○地域の「異常」「異常」「危険箇所」とは

このまま放置すると、犯罪や事故につながる可能性がある状態を指します。

例「不審者(車)を見かけた」「徘徊する人を見かけた」「住宅の窓が壊れていた」「通りの防犯灯が消えていた」「落書きを見つけた」「大量のゴミが放置してあった」など。

○防犯や交通安全等の活動に関わる人とは

例「警察官」「役場の担当者」「青パトに乗った人」「通学路で子ども達を見守る「見守り隊」の人」など。

誰もが日常生活の中で、気軽に実践できる防犯活動です。何かあれば事案の内容に応じた機関に通報・相談して下さい。



令和3年度青パト乗車新規参加者

(敬称略)

- | | |
|--------|-------|
| 御領園久美子 | 鶴丸 育浩 |
| 鳥越 隆志 | 飯盛 裕二 |
| 中島 弘文 | 梅田 博明 |
| 廣渡 成久 | 溝端 文博 |

★活動時間

- ・ 火曜日の15時～17時
- ・ 土曜日の18時～20時

★活動内容

青パト車で吉木校区内を巡回します。随時募集して青パト協力者を増やしていきます



2 子どもたちの安全見守り事業

通学路における見守り活動を、自治区・学校関係者と連携して行っています。



3 防災事業

1月17日(月)吉木小学校で地震災害避難訓練が行われ、安全・安心部会員が避難誘導などをサポートしました。



子ども達は非常ベルが鳴り響く中、速やかに安全な通路から集合場所である運動場に退避。消防署員から「訓練は大変良くできていた」との評がありました。

教頭先生は全校生徒に対し、「27年前の今日、阪神・淡路大震災の発生をはじめ、その後も地震による家屋の倒壊や津波などで多くの人が亡くなっています。過去の震災を踏まえ、訓練を通じて災害時の行動をチェックしておくことが大切です」と呼び掛けました。

自然と共生する地域づくりを推進

環境部会 部会長 筒井 信秋

新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の中止や制限が強いられる中、環境部会では、次の2つの事業を行うことができました。

1 乳垂川一斉清掃

10月24日(日)に、熊野神社を開会式の会場とし、上高倉区内から吉木区の高見橋までの乳垂川の一斉清掃を行い、121名もの方々が参加されました。

本年度の工夫点として、熊野神社に、校区内に棲息している判別しやすい動物約200種の写真と説明文を掲示し、自然の豊かさの理解を図っていただきました。

「これ見たことある」「こんなに沢山いるんやね」「今度見つけてみたい」などの声が多数聞かれました。動物や植物の名前を覚えると、普段何気なく通っていた所が、とても興味深いものになります。皆さんも、動物や植物の名前を調べてみませんか。

2 吉木ビオトープ清掃

11月9日(火)に、吉木小のビオトープの清掃を行い、学校から校長・教頭、コミュニティから会長・環境部会員の合計9名が参加しました。

ビオトープは、児童が水辺に親しむ場とともに、ホタルの棲息の場として期待されています。

しかし、夏場にフサモという水草が全面に繁茂し、近くの樹木の枯葉や枯枝も混入するため、定期的に除去を行い、環境を整えています。初夏にホタルが飛び交うといいですね。



みんなのチカラで芝生をマモル

事務局長 宗岡 信之

吉木小学校では、平成23年度に運動場の芝生化事業が始まりましたが、今では教育環境向上のシンボルとして位置づけられています。

芝生の維持管理については、校区コミュニティのメンバーをはじめ、自治会、学校運営協議会、PTA、青少年育成会議、社会体育利用団体などにより、芝生化実行委員会「グリーンプロジェクト」が組織され、夏場の散水や除草作業を計画的に行っています。

今年度は初の試みとして、芝刈機の操作要領をマスターするための講習会が開催されました。1時間の実習を終え、「勉強や運動に励む子どもたちのために、大切な芝生を守り育てよう」の声が参加した全員から聞かれました。



災害時には 適切な対応を

コロナ禍における避難所の設置・運営についてというテーマで、町教育委員会主催の「地域づくり名人講座」が昨秋開催され、吉木校区コミュニティからは、会長以下6名の役員が出席しました。

地震・台風等により大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶により、多数の住民が長期間にわたり避難所生活をしなければならぬことが予想されます。

このため、「避難」と「避難所」に関する基本的事項を特集記事としてまとめました。



避難の前に…

町では浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害に関する情報や避難所を記載した「総合防災マップ」を作成しています。自宅周辺の危険な場所や避難所を事前に確認しましょう。

災害時の行動のめやすは図1のとおりです。

いつ起こるか分からない災害、いざという時に必要な情報を事前に確認して、正しく理解することが命を守る行動につながります。

日ごろからどのような情報収集手段があるかも確認しておきましょう。



警戒レベルと避難情報など(図1)

警戒レベル	避難情報など
5	緊急安全確保
＜警戒レベル4までに必ず避難＞	
4	避難指示 (全員避難)
3	高齢者等避難 (高齢者や障害のある人など。避難に時間がかかる人とその支援者は避難)
2	注意報 (避難行動や避難経路の確認)
1	早期注意情報

感染リスクに注意して 安全を確保しましょう

避難所に多くの人が集まると、新型コロナウイルスなどへの感染リスクが高まる恐れがあります。避難するときは、次のポイントに

注意してください。

1. 在宅避難

自宅で安全を確保できるときは自宅に留まることも検討しましょう。

2. 分散避難

親戚や知人の家、ホテルなど、避難所以外への避難も検討しましょう。

3. マスクなどの用意

避難所に行くときは、マスクや消毒液、体温計などを持参しましょう。

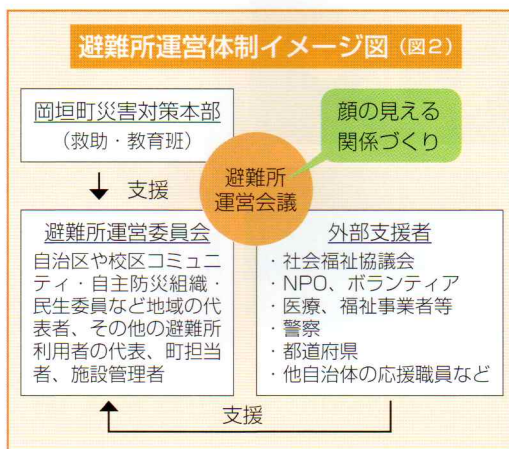


避難所を開設したら… 校区コミュニティの役割

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や町などの職員だけではなく、地域住民の協力が不可欠です。

コミュニティ(や自主防災組織)の役員などを中心に、住民自らが主体となり、町職員や施設管理者と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営する(図2参照)ことが必要です。

避難所運営体制イメージ図(図2)



災害時の責務

町が指定する避難所の開設・運営の責任者は、原則、町職員ですが、町職員が不在かつ緊急の場合は、施設管理者や避難した地域(自治区、校区コミュニティなど)の役員が中心となって避難所の開設・運営を行います。

ただし、設備の使用などについては、施設管理者と協議する必要があります。